

経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正箇所）

改正後	現行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の実施要件</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 要綱第3の5の農村振興局長が別に定める基準を満たすこととは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知。以下「競争力要領」という。）別紙1の<u>第2の5の(1)～(6)</u>のいずれかに該当するものであることとする。</p> <p>第3 実施対象地区</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要綱第4の(1)のイの農村振興局長が別に定めるものとは、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。以下「高度化要領」という。）別紙2の<u>第2の1の(1)に規定する畑地帯総合整備型の担い手育成対策及び2の(1)に規定する畑地帯総合整備中山間地域型の担い手育成対策</u>をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 要綱第4の(1)のオの農村振興局長が別に定めるものとは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄交付金要綱」という。）別紙1運用1の第2に規定する経営体育成型及び耕作放棄地型並びに運用4の<u>第1</u>に規定する畜産担い手総合整備型並びに別紙3運用2の第2に規定す</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の実施要件</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 要綱第3の5の農村振興局長が別に定める基準を満たすこととは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知。以下「競争力要領」という。）別紙1の<u>第2の6の(1)～(6)まで</u>のいずれかに該当するものであることとする。</p> <p>第3 実施対象地区</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要綱第4の(1)のイの農村振興局長が別に定めるものとは、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。以下「高度化要領」という。）別紙2の<u>第2の3の(1)及び4の(1)に規定する事業を行う場合</u>をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 要綱第4の(1)のオの農村振興局長が別に定めるものとは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄交付金要綱」という。）別紙1運用1の第2に規定する経営体育成型及び耕作放棄地型並びに運用4の<u>第2</u>に規定する畜産担い手総合整備型並びに別紙3運用2の第2に規定す</p>

る畑地帯総合整備型をいう。

6 要綱第4の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。

(1) 競争力要領別紙1の第6の1の(1)のイにより市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画、第6の2の(2)のイにより市町村が作成する特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画又は別紙3の第4に定める畜産活性化計画

(2) 高度化要領別紙2の第5の1の(1)のイにより市町村が作成する農業農村活性化計画

(3)・(4) (略)

(5) 沖縄交付金要綱別紙1運用1の第2に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用4の第1に定める畜産活性化計画又はは別紙3運用2の第2に定める農業農村活性化計画

7 (略)

第4～第7 (略)

附則 (略)

別記様式1・別記様式2 (略)

る畑地帯担い手育成型をいう。

6 要綱第4の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。

(1) 競争力要領別紙1-1の第6の1に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画、第6の2に定める特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画又は別紙3の第4に定める畜産活性化計画

(2) 高度化要領別紙2の第6の3に定める農業農村活性化計画

(3)・(4) (略)

(5) 沖縄交付金要綱別紙1運用1の第2に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用4の第2に定める畜産活性化計画又はは別紙3運用2の第2に定める農業農村活性化計画

7 (略)

第4～第7 (略)

附則 (略)

別記様式1・別記様式2 (略)

附則

1 この通知は、令和4年3月31日から施行する。

2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。